令和８年第８回（７月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

１．開催日時　　令和８年７月２１日（火）
　　開会　１４時００分　閉会　１４時２０分
２．開催場所　　吉富町役場　３階　研修室
３．出席委員
　農業委員の定数　　１４名
　出席委員数　　１４名
　欠席委員数　　０名
　欠員　　０名
　出席委員の氏名

賀部　正直	堤　久英
井上　幸子	岡　剛
髙尾　賢二	山本　学美
菊　啓治	横川　要
太田　正	髙橋　初美
高瀬　和浩	山本　幸雄
和才　時廣	松本　久則

　欠席委員の氏名

―

４．付議事項
　・会長、副会長の選出について
　・議席の決定について
　・農地利用最適化推進委員の委嘱について
　その他
　・農業委員の職務等について
　・情報交換

５．農業委員会事務局職員
　事務局長　守口　元子
　事務局職員　藏田　真一

６．会議の概要

事務局長	それでは、準備が整いましたので、ただいまより、令和８年第８回、改選後第１回の吉富町農業委員会を開催いたします。会長が決定していませんので、本日は、事務局にて進めさせていただきます。 （委員及び事務局自己紹介）
事務局長	それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、議事録署名人を指名いたします。農業委員会では、毎回、議事録を作成し、出席委員２名にご署名をいただくこととなっております。本日の総会では、山本学美委員と和才時廣委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、付議事項の１つ目、「会長、副会長の選出について」です。農業委員会等に関する法律第５条の規定により、会長及び職務代理者としての副会長は、委員の互選によることとなっておりますが、まず、会長について、どなたか立候補若しくはどなたかを推薦される方はございませんか。 （立候補者及び推薦者なし）
山本幸雄委員	会長には経験の長い方がいいのでは。
事務局長	ただいま、山本幸雄委員から「会長には経験の長い委員さんがよいのでは」とのご提案をいただきました。在職年数でいきますと、賀部正直委員が６期１８年を務められています。賀部正直委員を会長にさせていただきたいと考えますがよろしいでしょうか。 （各委員異議なし）
事務局長	続きまして、副会長について、どなたか立候補若しくはどなたかを推薦される方はございませんか。
菊啓治委員	若手農業者で、農業委員経験年数も長い、堤久英委員に副会長となられていただきたいと考えます。また、今後のために経験を積んでいただきたいと考えます。
事務局長	ただいま、菊啓治委員から「堤久英委員を推薦する」旨のご提案がありました。堤久英委員を副会長にさせていただきたいと考えますがよろしいでしょうか。

	（各委員異議なし）
事務局長	それでは、会長に賀部正直委員、副会長に堤久英委員ということで、賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
事務局長	全会一致で、会長に賀部正直委員、副会長に堤久英委員が承認されました。それでは、改めまして賀部正直新会長に、あいさつをお願いいたします。
	（会長あいさつ）
事務局長	続きまして、堤久英新副会長にあいさつをお願いいたします。
	（副会長あいさつ）
事務局長	ありがとうございました。賀部正直会長、堤久英副会長、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、付議事項の２つ目「議席の決定について」です。担当の藏田から説明いたします。
事務局職員	議席の決定の前に、１ページ目について説明します。皆さんの名前、住所、電話番号を掲載しています。後ほど説明いたしますが、農地法に係る申請をする際は担当地区の農業委員さんの署名捺印が必要となります。この名簿の住所と連絡先を申請者に窓口等で教えることとなります。訂正が必要な箇所があればいつでもお教えください。
	（電話番号の訂正）
事務局職員	訂正いたしました名簿は後日の総会で配布させて頂きます。それでは、２ページをご覧ください。上の図は、フォーユー会館３階、円卓での配置であります。会場入り口から入って奥の中央を会長席とし、その左側に副会長、副会長の左隣を１番とし、反時計回りに１２番までとなっております。推進委員につきましては、１２番の隣に、届出順に①、②と座っていただきます。下の図は、円卓での会議ができない場合での配置とさせていただいております。入口から順に配置しており推進委員に

	つきましては、最後部に座っていただきます。 　それでは、さっそく、くじを引いていただき、議席を決定したいと考えます。本来であれば、くじを引く順番を決めるための予備抽選を行うところではありますが、皆さまよろしければ、予備抽選を行わず、本日の着席順に右回りで引いていただくこととしてもよろしいでしょうか。 （各委員異議なし）
事務局職員	それでは、今からくじをお持ちします。 （くじ引き終了）
事務局職員	次回の会議以降は今の番号順にお席を用意させいただきます。事務局からは以上です。
事務局長	続きまして、付議事項３つ目の「農地利用最適化推進委員の選任について」でありますが、推進委員の選任につきましては、今月１３日の農業委員会において、資料３ページのとおり、ご承認をいただいておりますので、ご確認ください。続きまして、「その他」として、担当から、簡単に農業委員の職務等について説明をいたします。
事務局職員	それでは、資料４ページをご覧ください。これは、平成２年に制定された「吉富町農業委員会憲章」です。農業委員の皆さまが、農業者の期待と信頼に応えるための規範として、１０項目が定められています。 　５ページは、農業委員会の位置づけと、農業委員会が行う主な業務を記載しております。業務については、農地法第３条に規定する「農地等の売買・貸借」の許可や、農地の所有者が、自らの農地を農地以外に転用する農地法第４条の転用、あるいは取得した農地を農地以外に転用する農地法第５条の転用について妥当性を審議するといったものになります。 　６ページは、農業委員会の役割として、７項目を記載しております。とりわけ、１の「担い手への農地の利用集積」と２の「遊休農地対策」が、主な役割となります。農業生産力の向上、住環境保全のためにも、少しでも荒廃農地を減らし、農地の利活用を推進していくことが求められます。なお、お帰りの際に、全国農業会議所が発行している「業務必携」という冊子をお配りいたしますので、改めて農業委員会の役割についてご確認いただきたいと思います。

	７ページは、先ほど申しました転用事務についての流れを示しています。この図の中で、４番目の「農業委員会審査」が、毎月開催しています農業委員会総会にあたります。また、２番目にありますように、転用に際しては、事前に地元農業委員の方と協議することとなっています。申請者が地元農業委員を訪問しますので、転用書類、付近の農地に被害がないかなどをご確認いただき、下段にあります連絡表に署名・捺印のうえ、申請者にお渡しください。なお、この書類は、申請者が持って来ます。 （担当地区、定例総会日程、活動記録について説明） 以上です。
事務局長	事務局からは以上となりますが、委員の皆さまから、情報交換として何かご報告やご質問などはございませんでしょうか。 最後に、次回、８月の農業委員会ですが、今月１３日の農業委員会でお知らせさせていただいたとおり、日程を８月１２日（水）にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員異議なし）
事務局長	それでは、次回委員会は、８月１２日（水）午前１０時から、フォーユー会館の３階会議室３いたします。また、新たに農業委員になられた方については藏田から案内しております７月３１日の新任研修へのご参加をお願いいたします。それでは、以上をもちまして、改選後第１回の農業委員会を終了いたします。皆さま、お疲れ様でした。 １４時２０分　閉会